

議案第 38 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 12 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号」に、「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同項第 2 号中「以下」を「次条第 4 項において」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「以下」を「次条第 4 項において」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。次条第 4 項において同じ。）の期間

第 11 条第 4 項中「要しなかった期間」の次に「及び配偶者同行休業をした期間」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正による配偶者同行休業制度の導入に伴い、退職手当の算定における除算期間に配偶者同行休業の期間を加える必要がある。